

札幌市家庭的保育事業等指導監査実施要綱

平成 28 年 6 月 1 日子ども未来局長決裁

改正

令和 7 年 5 月 2 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 34 条の 15 第 2 項の規定に基づき札幌市長が認可した家庭的保育事業等に対して、法第 34 条の 17 第 1 項に基づき実施する検査及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 62 号。以下「支援法」という。）第 14 条第 1 項の規定により実施する立ち入り検査（以下「指導監査」という。）について、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭的保育事業等 家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。
- (2) 家庭的保育事業者等 家庭的保育事業等を行う者をいう。
- (3) 家庭的保育事業所等 次に掲げる場所又は事業所をいう。
 - ア 家庭的保育事業を行う場所として市長が適当と認める場所をいう。
 - イ 小規模保育事業を行う事業所
 - ウ 居宅訪問型保育事業を行う事業所
 - エ 事業所内保育事業を行う事業所
- (4) 家庭的保育事業 法第 6 条の 3 第 9 項に規定する家庭的保育事業をいう。
- (5) 小規模保育事業 法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業をいう。
- (6) 小規模保育事業 A 型 保育に従事する者全員が保育士である小規模保育事業をいう。
- (7) 小規模保育事業 B 型 保育に従事する者のうち 3 分の 2 以上の者が保育士である小規模保育事業（小規模保育事業 A 型を除く。）をいう。
- (8) 小規模保育事業 C 型 保育に従事する者のうち 2 分の 1 以上の者が保育士である小規模保育事業（小規模保育事業 A 型及び小規模保育事業 B 型を除く。）をいう。
- (9) 事業所内保育事業 法第 6 条の 3 第 12 項に規定する事業所内保育事業をいう。

(10) 保育所型事業所内保育事業 利用定員が 20 人以上の事業所内保育事業をいう。

(11) 小規模型事業所内保育事業 利用定員が 19 人以下の事業所内保育事業をいう。

(指導監査の対象)

第 3 条 この要綱による指導監査の対象は、次に定めるものとする。

(1) 家庭的保育事業

(2) 小規模保育事業 A 型

(3) 小規模保育事業 B 型

(4) 小規模保育事業 C 型

(5) 保育所型事業所内保育事業

(6) 小規模型事業所内保育事業

(指導監査の実施の方針)

第 4 条 指導監査は、法、支援法、札幌市児童福祉法施行条例（平成 24 年条例第 62 号）

及び札幌市子ども・子育て支援法施行条例（平成 26 年条例第 48 号）に規定する家庭的保育事業者等が遵守すべき基準等を重点確認項目として、その他各種国通知等に基づき各年度方針計画を定めて実施する。

(指導監査の実施の体制)

第 5 条 指導監査は、子ども未来局事業所管課担当職員（以下「監査実施者」という。）

により、指導監査班を編成して実施する。

(指導監査事項)

第 6 条 指導監査は、次に定める事項について行う。

(1) 法に基づく認可基準の遵守等（施設監査）

(2) 支援法に基づく確認基準の遵守等（確認監査）

(3) 支援法に基づく業務管理体制の整備（業務管理体制の確認検査）

(4) 第 4 条に規定する各年度指導監査方針計画に基づくその他必要な事項

(指導監査の種別)

第 7 条 指導監査の種別は、一般指導監査、臨時指導監査及び特別指導監査とする。

(一般指導監査の実施方法等)

第 8 条 一般指導監査の実施方法等は、次に定めるとおりとする。

(1) 一般指導監査は、1 年に 1 回以上対象の家庭的保育事業所等にて実地により監査実施者が行う。ただし、次のいずれかに該当する場合については、実地によらず

行うことができる。(以下「実地によらない監査」という。)

ア 天災その他やむを得ない事由により当該年度内に実地による施設監査を行うことが著しく困難又は不適當と認められる場合(「その他やむを得ない事由」については、感染症が長期にわたって流行している状況を想定しており、指導監査に従事する職員の多忙など、本市側の事情は対象とならない。)

イ 以下の事項を勘案して実地による施設監査が必ずしも必要でないと認められる場合
(ア) 前年度の実地による施設監査の結果、適正な運営がおおむね確保されていると認められること。

(イ) 設置してから3年を経過していること。

(ウ) 前年度の実地による施設監査の実施率が5割以上であること。

(2) 家庭的保育事業者等は、一般指導監査の実施に当たり、別に定める指導監査資料を事前に札幌市へ提出するものとする。

(3) 一般指導監査は、次に定める方法にて実施する。

ア 実地による監査の場合は、家庭的保育事業者等の立会いを得て、事前に提出された資料及び当日用意を依頼している資料をもとに検査する。

イ 実地によらない監査の場合は、事前に提出された資料、聞き取り等をもとに検査する。

(4) 一般指導監査において、検査できない事項があった場合には、その状況について再度検査することができるものとする。

(5) 前4号の規定にかかわらず、札幌市が必要と判断した場合、臨時に一般指導監査(臨時指導監査)を実施することができるものとする。

(特別指導監査の実施方法等)

第9条 特別指導監査の実施方法等は、次に定めるとおりとする。

(1) 特別指導監査は、次のいずれかに該当する場合に、対象の家庭的保育事業所等にて実地により行う。

ア 運営に不正又は著しい不当があることを疑うに足りると札幌市が判断した場合

イ 基準に違反があると疑うに足りる理由がある場合

ウ 度重なる一般指導監査によっても是正の改善が見られない場合

エ 正当な理由がなく、一般指導監査を拒否した場合

- (2) 特別指導監査は、その目的・効果をその都度勘案し、問題や性質等の重要性や緊急等の状況に応じ、重点的に又は改善が図られるまで継続的に実施する。

(指導監査の実施の通知)

第10条 札幌市は、監査実施に当たり指導監査日の概ね1か月前までに、次に定める事項について文書により家庭的保育事業等に通知する。ただし、第8条第5号及び第9条に規定する監査を実施する場合においては、事前の実施通知を行う必要はない。

- (1) 指導監査の対象
- (2) 指導監査の方法
- (3) 指導監査の実施日時及び場所
- (4) 事前送付調書等の指定・提出依頼
- (5) その他必要な事項

(指導監査結果の区分)

第11条 指導監査の結果、是正改善が必要な事項のある家庭的保育事業所等に対して、次に定める指導を実施する。

(1) 文書指導

以下の項目のいずれかに該当する場合は、文書指導とする。

- ア 関係法令、通知等に違反している場合であって、家庭的保育事業者等の運営に支障を及ぼすと認められる場合
- イ 家庭的保育事業所等を利用する者の処遇・安全に影響がある場合又は影響が想定される場合
- ウ 家庭的保育事業者等の運営等の基本に関わる事項であって、その改善状況の確認を必要とする場合
- エ 度重なる指導にもかかわらず、改善状況が見られない場合
- オ その他総合的に判断して文書指導とすることが適当と認められる場合

(2) 口頭指導

前号に該当しないものは、口頭指導とする。但し、前号に該当する場合であっても、軽微なもの又は過去の指摘事項に対する改善状況等総合的に判断して、その必要がないと認められる場合については、口頭指導とする。

(指導監査結果の通知等)

第12条 指導監査後の家庭的保育事業者等に対する結果通知等は次のとおり実施する。

(1) 口頭による講評

指導監査終了後、結果について監査実施者より講評を行う。

(2) 指導監査の復命

監査実施者は講評終了後、速やかに(概ね2週間)、所属部長まで報告を行う。

(3) 結果通知

指導事項の根拠等について、十分に考慮したうえで監査実施日から概ね2か月以内に指導監査結果について通知する。

(結果の通知に対する改善の報告)

第13条 家庭的保育事業者等は、前条の通知において指導事項があった場合、速やかに改善を進めるとともに、改善報告を要する文書指導事項については、札幌市が別途指定する様式により2か月以内に改善報告をしなければならない。なお、第14条第2号の公表基準に該当する指導事項の場合は、法人理事会等の審議結果(理事会議事録等)を必ず添付するものとする。

(監査結果等の公表)

第14条 市民サービス向上及び家庭的保育事業にかかる教育・保育の質の向上に資するため、次に定めるとおり監査結果等を公表する。

(1) 公表方法

あらかじめ家庭的保育事業者等に公表項目・期日等を通知したうえで、札幌市ホームページ等で公表するものとする。

(2) 公表基準

公表基準は次に定めるとおりとする。ただし、札幌市情報公開条例(平成11年条例第41号)第7条に規定する非公開情報に該当する情報は、公表しない。

ア 第11条第1号の文書指導のうち、各種法令・基準等に違反しており運営等に重大な支障があると判断した場合

イ 第11条第1号の文書指導のうち、家庭的保育事業所等を利用する者の処遇・安全に相当な影響があると判断した場合

ウ 前条に規定する改善報告を期限内に行わなかった場合

エ その他札幌市が公表すべきと判断した場合

(3) 公表項目

公表項目は次に定めるとおりとする。

- ア 事業所名、運営法人名及び代表者名
- イ 指導監査の種類及び実施日
- ウ 指導監査結果の要旨
- エ 改善状況（公表時点における取り組み状況）

（公表項目等の変更手続き）

第 15 条 家庭的保育事業者等は、前条第 1 号で通知した公表項目等の内容について札幌市がホームページ等で公表することで、事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれるなど異議がある場合は、文書により申し出ることができる。

（関係機関への情報提供）

第 16 条 指導監査の結果及び改善状況等については、必要に応じて札幌市が関係機関に情報提供するものとする。

（補足）

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、指導監査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 7 年 5 月 2 日から施行する。